**助成対象団体**

村が認めるコミュニティ組織（自治会・地域づくり組織・学校等）

**助成事業内容**

一般コミュニティ助成事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 助成内容 | 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物や消耗品は除く）の整備に関する事業。 |
|  | 助成金額 | １件につき、１００万円～２５０万円まで（１０万円単位。10万円未満は切り捨て） |
|  | 助成対象事業の例 | ・イベント用品の整備（テント、いす、テーブル、音響セット等）  ・お祭り用品の整備（太鼓、神輿、矢倉等） |
|  | 助成の対象とならないもの | 建築物、消耗品、建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳）等  ※詳しくは別紙１（参考①）のとおり |

【注意事項】

・事業費が100万円未満の事業については対象外となります。また、事業費が250万円を超える場合は、その超えた分は実施団体の負担となります。

・助成金は１０万円単位の額となり、１０万円未満の経費は、実施団体の負担となります。

（例：事業費155万円の場合は、助成金150万円、自己負担5万円となります。）

・**助成金は事業完了後に支払われますので、事業執行については自己資金が必要です。**

**提出書類**

（１）申請希望書　様式第1号 [Wordファイル]

（２）事業収支の内訳　様式第1号別表 [Excelファイル]

（３）申請書提出時チェックリスト [Excelファイル]

（４）団体規約の写し

（５）令和５年度事業計画及び予算書の写し

（６）業者見積書の写し

（７）購入物品のカタログの写し（カラー）

**提出期限**

　　　令和５年10月２日(月)まで　　　総務課　デジタル政策室　後野　まで提出

　（申請後、担当者より事業内容について聞き取りを行います。）

**提出後の流れについて**

* 本年10月　 村より県を通じて自治総合センターへ申請書を提出
* 翌年４月頃　　自治総合センターによる助成事業の決定

**※事業開始は、交付決定後になります。交付決定前に事業に着手された場合は、助成金を交付できなくなりますので、ご留意ください。**

**参考**

・要綱等は別添、又は一般財団法人自治総合センターのホームページからダウンロードして確認してください。